# 鹿児島県公報

平成24年10月23日(火)第2849号



発 行 鹿 児 島 県 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 編 集 総務部学事法制課 定例発行日(毎週火,金) 定価 送料共1箇月2,650円

目 次

(※については例規集登載事項)

ページ

告示

- ○保安林の指定の解除予定の通知
- ○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の掲示(4件)
- ○被災者生活再建支援法に基づく自然災害の認定
- ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止
- ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定
- ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止
- ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定
- ○県営土地改良事業の計画の変更 (2件)
- ○道路の位置指定(4件)

公告

- ○大規模小売店舗の届出の取下げに関する公告
- ○随意契約公告
- ○開発行為に関する工事の完了公告

教 育 委 員 会 規 則

○鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則(※)

公安委員会告示

○遊技機の型式の検定の告示

(森づくり推進課取扱い) 1 (森づくり推進課取扱い) 1

(株グくり推進鉄収扱い) 1

(社会福祉課取扱い) 3

(介護福祉課取扱い) 3

(介護福祉課取扱い) 3

(介護福祉課取扱い) 3

(介護福祉課取扱い) 4

(農地整備課取扱い) 4

(北薩地域振興局取扱い) 5

(大隅地域振興局取扱い) 5

(商工政策課取扱い) 6

(産業立地課取扱い) 6

(建築課取扱い) 7

(義務教育課取扱い) 7

(生活環境課取扱い) 8

告示

#### 鹿児島県告示第1143号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成24年10月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 解除予定保安林の所在場所 薩摩川内市宮里町字西郷2972番26(次の図に示す部分に限る。),2972番36から2972番39 まで

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び薩摩川内市役所に備え置いて縦覧に供する。)

# 鹿児島県告示第1144号

平成24年9月11日鹿児島県告示第1021号(以下「告示第1021号」という。)で告示した保安

林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を垂水市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年10月23日

鹿児島県知事	伊藤祐一郎	7
		J

		通	知	の	要		
所在が不分明な者の氏名	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所				変更後の指定が	拖業要件	
野田畩八	垂水市田神字下胡麻迫1242番			告示第1021号	の変更後		
福島傳藏	垂水市田神字下胡麻迫1240番丙,1241番乙			の指定施業要値	牛のとお		
						ŋ	

#### 鹿児島県告示第1145号

平成24年9月21日鹿児島県告示第1059号(以下「告示第1059号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を錦江町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年10月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 所在が不分明な者の氏名 磯大作
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 肝属郡錦江町田代川原字椿ヶ迫4356番2,4359番から4361番まで,4364番2,4365番, 4366番,字都合山4682番,4683番1,4683番5
  - (2) 変更後の指定施業要件 告示第1059号の変更後の指定施業要件のとおり

# 鹿児島県告示第1146号

平成24年9月21日鹿児島県告示第1060号(以下「告示第1060号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を錦江町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成24年10月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 所在が不分明な者の氏名 小榎信雄
- 2 通知の要旨
  - (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 肝属郡錦江町田代麓字石ノワタセ3694番
  - (2) 変更後の指定施業要件 告示第1060号の変更後の指定施業要件のとおり

#### 鹿児島県告示第1147号

平成24年9月21日鹿児島県告示第1061号(以下「告示第1061号」という。)で告示した保安林の指定施業要件の変更に係る通知の相手方の所在が不分明であるので,森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により,その通知の内容を錦江町役場に掲示するとともに,その要旨を告示する。

平成24年10月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

<b>またぶて八明な学の氏々</b>		通	知	の	要	N H
所在が不分明な者の氏名	指定施業要件	の変更に	係る保安	林の所有	場所	変更後の指定施業要件
油木田育穂	肝属郡錦江町田	代麓字堀	ノ瀬戸10	)33番 3 ,	1034番	告示第1061号の変更後
	2					の指定施業要件のとお
篠原亮	肝属郡錦江町田	代麓字堀	ノ瀬戸10	)35番2,	1037番	ŋ
	2					
南園忠男	肝属郡錦江町田	代麓字森	木ヶ迫26	514番1,	2614番	
	2					

# 鹿児島県告示第1148号

知名町の区域内において発生した平成24年9月29日からの台風第17号災害を被災者生活再建 支援法(平成10年法律第66号)の対象となる自然災害とする。

平成24年10月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

# 鹿児島県告示第1149号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年10月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事	業所	指定居宅サービス事業者			<b>虚</b> 4 年 8	11. 18 7
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	廃止年月日	サービスの種類
有限会社出水義	出水市中央町	有限会社出水義	出水市中央町	弓木野勇次	平成24年	特定福祉
肢装具製作所	335-1	肢装具製作所	335 — 1		8月31日	用具販売
通所介護センタ	熊毛郡屋久島町	インターナショ	大阪市北区梅田	スターン美	平成24年	通所介護
ーちひろの里	原914-17	ナル・ホスピタ	一丁目3番1-	千代	10月31日	
		ル・サービス株	1000号			
		式会社				

#### 鹿児島県告示第1150号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成24年10月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事	業 所	申請者			<b>北</b> 安 左 日	サービス
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指定年月 日	の種類
希望の杜阿久根	阿久根市山下52	特定非営利活動	阿久根市山下52	若松 桃子	平成24年	訪問介護
ヘルパーステー	番地2	法人希望の杜阿	番地2		10月1日	
ション		久根				
ファミリアーく	鹿屋市串良町岡	株式会社ファミ	大阪府寝屋川市	池田 睦郎	平成24年	訪問介護
しら	崎2361	リアー	本町16番1号		10月17日	

# 鹿児島県告示第1151号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により,指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成24年10月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

事	業 所	指定介	指定介護予防サービス事業者			サービス
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	廃止年月日	の種類
有限会社出水義	出水市中央町	有限会社出水義	出水市中央町	弓木野勇次	平成24年	特定介護
肢装具製作所	335-1	肢装具製作所	335 — 1		8月31日	予防福祉
						用具販売
通所介護センタ	熊毛郡屋久島町	インターナショ	大阪市北区梅田	スターン美	平成24年	介護予防
ーちひろの里	原914-17	ナル・ホスピタ	一丁目3番1-	千代	10月31日	通所介護
		ル・サービス株	1000号			
		式会社				

#### 鹿児島県告示第1152号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護 予防サービス事業者として指定した。

平成24年10月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

			7.2	/ = 1 4 / 1 · / · · · · · ·	D have	
事業	事業所		申請者			11. 18 =
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指定年月 日	サービスの種類
希望の杜阿久根	阿久根市山下52	特定非営利活動	阿久根市山下52	若松 桃子	平成24年	介護予防
ヘルパーステー	番地 2	法人希望の杜阿	番地 2		10月1日	訪問介護
ション		久根				
ファミリアーく	鹿屋市串良町岡	株式会社ファミ	大阪府寝屋川市	池田 睦郎	平成24年	介護予防
しら	崎2361	リアー	本町16番1号		10月17日	訪問介護

#### 鹿児島県告示第1153号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により,土地改良事業県営農道整備(旧:樹園地農道網整備)(農道整備)仲勝地区の計画を変更したので,関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年10月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 縦覧書類の名称
  - 変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
  - 平成24年10月24日から同年11月20日まで
- 3 縦覧場所
  - 奄美市役所農林振興課

#### 鹿児島県告示第1154号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、土地改良事業県営畑 地帯総合整備(区画整理)畦布地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供す る

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成24年10月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 縦覧書類の名称

変更後の土地改良事業計画書の写し

2 縦覧期間

平成24年10月24日から同年11月20日まで

3 縦覧場所

和泊町役場耕地課

# 北薩地域振興局告示第40号

建築基準法 (昭和25年法律第201号) 第42条第1項第5号の規定により,次のとおり道路の位置を指定した。

平成24年10月23日

北薩地域振興局長 前田哲志

指定年月	申請者の住所及び	関係土地の地名及び	道路の幅員	道路の延長
日	氏名	地番	理路の幅貝	担
平成24年	出水市中央町204	出水市中央町1072番	4.02メートル	34.63メートル
7月2日	番地	7及び1074番1の一		
	尾上茂樹	部		

#### 北薩地域振興局告示第41号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成24年10月23日

北薩地域振興局長 前田哲志

指定年月日	申請者の住所及び 名称並びに代表者 の氏名	関係土地の地名及び 地番	道路の幅員	道路の延長
平成24年	出水市昭和町49番	出水市向江町1193番	5.98メートル~	70.80メートル
8月27日	21号	9	6.46メートル	
	有限会社田頭産業			
	代表取締役			
	田頭絹子			

#### 大隅地域振興局告示第25号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成24年10月23日

大隅地域振興局長 秋元幸壽

指定年月	申請者の住所及び	関係土地の地名及び	道路の幅員	道路の延長
日	氏名	地番	2日の個員	2日 ジ 進民
平成24年	志布志市有明町山	志布志市志布志町志	6. 18メートル	68.00メートル
8月27日	重10797番地 2	布志字杉木2202番4		
	宮森謙吾			

#### 大隅地域振興局告示第26号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成24年10月23日

大隅地域振興局長 秋元幸壽

指定年月 日 申請者の住所 名称並びに代 の氏名		道路の幅員	道路の延長
--------------------------------------	--	-------	-------

平成24年	鹿屋市旭原町3592	志布志市志布志町志	4.20メートル	32.23メートル	
8月29日	番地38	布志字大迫大道956			
	有限会社一里山不	番8			
	動産				
	代表取締役				
	福山敏昭				

# 公告

大規模小売店舗の届出の取下げに関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出のあった大規模小売店舗について、次のとおり当該届出の取下げがあった。

平成24年10月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 取下日
  - 平成24年9月7日
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地 ホームプラザナフコ川内店生活館 薩摩川内市上川内町字新田4700番 1 外13筆
- 3 取り下げられた法第5条第1項の規定による届出の公告 大規模小売店舗の新設に関する公告(平成24年5月8日鹿児島県公報第2801号登載)

.....

#### 随意契約公告

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第4号の規定による知事の認定を受けた者(以下「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」という。)が新商品として生産する物品の購入について、次のとおり随意契約を行う。

平成24年10月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

				=	<b>サ</b>	NH NH
		契	約 の 内 容	T	契約の相手	契約の相手
番	随意契約の方法によ		随意契約の事務を担当す	製約の相手方を決	方の決定方	方の申請方
号	り調達する予定の物	数量	る部局の名称及び所在地	定する予定日	法及び選定	法
	品の名称		る部局の名称及の別任地	たりる 7 た日	基準	亿
	薩摩秋草広口急須	4 セ	鹿児島県出納局管財課調	平成24年10月24日	新商品の	鹿児島県
1	(深蒸し茶用) , 湯	ット	達係	から同年12月7日	生産により	トライアル
1	飲み,湯冷ましセッ		鹿児島市鴨池新町10番1	まで	新たな事業	発注選定委
	٢		号		分野の開拓	員会におい
	蛍光灯代替 L E D 照	13台	鹿児島県教育庁南薩教育	平成24年10月24日	を図る者が	て選定され
2	明エコノライトFL		事務所総務課	から同年12月7日	新商品とし	た物品につ
			南さつま市加世田唐仁原	まで	て生産する	いて、新商
			1954番地 3		物品で、予	品の生産に
	蛍光灯代替 L E D 照	17台	薩摩川内警察署会計課	平成24年10月24日	算の範囲内	より新たな
3	明エコノライトFL		薩摩川内市原田町1番1	から同年12月7日	の金額で契	事業分野の
			号	まで	約の申込み	開拓を図る
	高演色LED照明	1台	日置警察署会計課	平成24年10月24日	があったも	者から見積
	(Ra90) (エコ		日置市伊集院町徳重23番	から同年12月7日	Ø	書を徴する。
4	LightイズミRa90		地 3	まで		
	240W屋内灯)					

#### 鹿児島県公報

	大光量LED照明屋	1台	出水警察署会計課	平成24年10月24日
	外用320W (エコ		出水市中央町925番地	から同年12月7日
5	Lightイズミ 320W			まで
	投光器)			
	LEDスタンドライ	11台	鹿児島県出納局管財課調	平成24年10月24日
	<b>}</b>		達係	から同年12月7日
6			鹿児島市鴨池新町10番1	まで
			号	
	LEDスタンドライ	35台	鹿児島県立南大隅高等学	平成 24年 10月 24日
7	}		校事務室	から同年12月7日
1			肝属郡南大隅町根占川北	まで
			413番地	
	LEDスタンドライ	25台	鹿児島県警察本部交通部	平成24年10月24日
8	F		高速道路交通警察隊	から同年12月7日
8			姶良市加治木町反土1466	まで
			番地	
	切り花延命剤「miz-	2本	鹿児島県農業開発総合セ	平成24年10月24日
9	miz 花の活性水」		ンター管理部総務管理課	から同年12月7日
9			南さつま市金峰町大野	まで
			2200番地	
	アダプターテーブル	1 セ	鹿児島県こども総合療育	平成 24年 10月 24日
10	(リハビリ用訓練補	ット	センター総務課	から同年12月7日
10	助テーブル)		鹿児島市桜ヶ丘六丁目12	まで
			番	
	フラクタルパラソル	1台	鹿児島県出納局管財課調	平成 24年 10月 24日
11	"こもれび"		達係	から同年12月7日
11			鹿児島市鴨池新町10番1	まで
			号	

......

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成24年10月23日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 姶良市船津字外園2500番 1
- 2 公共施設の種類,位置及び区域 道路 姶良市船津字外園2500番1の一部 公園 姶良市船津字外園2500番1の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名 姶良市宮島町26番地 姶良市土地開発公社 理事長 笹山義弘

# 教育委員会規則

鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成24年10月23日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

#### 鹿児島県教育委員会規則第11号

鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

鹿児島県立特別支援学校学則(昭和31年鹿児島県教育委員会規則第10号)の一部を次のよう に改正する。

別表鹿児島県立武岡台養護学校の項中「知的障害」を「知的障害 肢体不自由」に改め、同 表鹿児島県立鹿児島養護学校の項中「肢体不自由」を「知的障害 肢体不自由」に改める。

附則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

# 公安委員会告示

# 鹿児島県公安委員会告示第123号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第20条第4項 の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則(昭和 60年国家公安委員会規則第4号)第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合している と認めた。

平成24年10月23日

鹿児島県公安委員会委員長 山本良樹

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号					
ぱちんこ遊技機	CRクイーンズブレイドアルドラ	株式会社高尾	2P0999					
	12							
ぱちんこ遊技機	CRクイーンズブレイドナナエル	株式会社高尾	2P1016					